

## 労組法17条はどう機能しているか？

### [研究メンバー]

主査	諏訪康雄	法政大学教授
	萱谷一郎	姫路工業大学助教授
	山田省三	中央学院大学専任講師
	岩村正彦	東北大学助教授
	野田 進	大阪大学助教授

### [報告書目次]

- I 序論 労働組合法 17 条を調査するにあたっての視点
- II 比較法
  - 1 はじめに
  - 2 西ドイツ
  - 3 オーストリア
  - 4 フランス
  - 5 ベルギー
  - 6 イタリア
  - 7 スウェーデン
  - 8 イギリス
  - 9 アメリカ
  - 10 オーストラリア
- III 実態調査
  - 1 ヒアリング調査
  - 2 アンケート調査
- IV 判例
- V まとめと展望（座談会）

### [内容要旨]

労働組合法のなかで、労働協約に関する第3章に位置し、「一般的拘束力」とだけ見出しを付された第17条は、労働協約の「事業場単位の一般的拘束力」を定める。すなわち、「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても当該労働協約が適用されるものとする。」とする。

しかし、労組法17条については、系譜、立法趣旨がはっきりしていないうえ、条文の解釈が一義的な理解に達していない。それどころか、実務における具体的な適用状況もよく知られていなかった。そこで、17条とは一体どのような社会的機能・役割を果たしている条文であるかについて、比較法、沿革、裁判例実務の実情などの諸側面から実証的な解明をしようと試みた。

また、上記の問題を処理するため、従来の法解釈論的な方法に代えて、比較法及び法社会学的な実態分析を用いた。とりわけ法の運用実態の研究については、ヒアリング調査とアンケート調査という社会調査の手法を大幅に取り入れ、病理現象として裁判例に現れた現実だけでなく、生理現象として日常的に運用されている現実を知ること努めた。

## I 比較

機能主義的な視点から 17 条を、いくつかの主要国（独、オーストリア、仏、ベルギー、伊、スウェーデン、英、米、豪と ILO（案）を含め 10 カ国）と比べて比較法的にどのような特徴を持つかを論じた。その結果、17 条と全く同じ形式の条文は見当たらないが、ILO 91 号勧告、フランスなどに事業所レベルの拡張適用規定が存在するほか、何らかの意味で「事業場単位の一般的拘束力」を認めるのと同じ結果を導く実態及び法的論理操作は、広く存在していることが明らかとなった。

## II 沿革

戦前からの先行する法案、労使関係の実情、研究状況などを踏まえて、実証的な観点から史的沿革を論じた。

戦前には、法案こそ 17 条的なものが姿を現していなかったが、実態において注目すべき例も散見され、また外国の法令の訳が精力的に試みられ、労働協約の規範的効力をめぐる論議もかなり盛んで、関連して「一般的拘束力」の概念は知られていた。こうした背景の下、労使関係の展開を機軸にしようとする法政策的な意図から、旧労組法で工夫され、現行法にも受け継がれてきた。また、法の継受という観点からは、オーストリア、ドイツ、フランスなどの影響があるらしいことが垣間見られた。

## III 実態調査

### 1 ヒアリング調査

複数組合が存在し、17 条の適用が問題となっていそうないくつかの企業をヒアリング調査した結果、多様な現実のなかで、同条を字義どおりに適用することがかえって労使関係を難しくさせかねない事情、同条の要件と効果をめぐる微妙な理解・要望及び労働条件統一に就業規則の果たす重要な役割などが明らかになった。

### 2 アンケート調査

17 条がそのまま適用されている企業はそれほど多くなく、就業規則が相当に重要な役割を果たしているらしいこと、適用企業でも同条の要件も効果も企業の実情に応じてかなり柔軟に解釈されているらしいこと、17 条が使いづらいこと、の指摘はあるが、その廃止論はほとんどないことなどが明らかになった。

## IV 判例

50 件ほどに上る 17 条をめぐる裁判例を分析した結果、併存組合下の事案が相当数に上ること、併存組合員への適用の肯定・否定例はほぼ半々であること、併存組合員への適用を認めた裁判例は同時に有利性原則を肯定する傾向にあること、最近の判例は未組織者への拡張適用では有利性原則を否定する傾向が強まっていること、臨時工の事案は減り管理職への拡張適用の可否が問わ

れる例や使用者からの 17 条援用の例が増加していること、裁判例の立法趣旨の理解は労働条件統一説の方向へシフトしていること、などが明らかになった。

## V まとめと展望

研究会のメンバー全員で行った、17 条の調査・研究に対する総括的な討論を採録した。